

金融商品のあやしい勧誘に注意!!

～ その「もうけ話」、大丈夫ですか? ～

高齢者を中心に、「未公開株」「私募社債」「ファンド型投資商品」取引に関するトラブルが多数発生しています。平均被害額は非常に高額(平均 500 万円以上)で、深刻な被害が生じています。

事例

突然、「書類が届いていないか」と電話。その後、太陽光発電業者から会社案内や社債申込書が届き、「おめでとうございます。書類が届いた人は当選です。近々上場予定で高配当が見込めます」と電話があり、他社からも「高く買取るから譲ってほしい」と言われ社債を 300 万円分購入。だまされたと気づき業者に返金をお願いしたら、「お返しします」と約束。しかし、返金もなく、業者の電話はつながらなくなった。

ご用心! ひとつでも思いあたったら...

- 1 まったく聞いたことのない業者からカタログやパンフレットが届き、勧誘されている。
- 2 買取業者から、「買取単位まで買い増しして下さい」といわれている。
- 3 業者が「金融庁などの公的機関から、認可、許可、委託、指示などを受けている」と説明している。
- 4 買取業者、アドバイザーなどを名乗る業者から「買い取ります」などの勧誘を受けている。
- 5 別の業者からタイミングよく連絡があり、「その株(又は債権)を買い取る」とか「その株は必ず値上がりする」などといわれている。
- 6 金融庁や財務局、消費者センターなどの公的機関や、それを連想させるような名称を使用している。
- 7 以前、未公開株を購入したことがあるが、今回は、その業者とは別の業者から勧誘されている。
- 8 業者は「上場時期や上場市場が決定している」と説明するだけで、証券会社や監査法人を教えない。

> 詐欺的商法の可能性が高いので、取引を見合わせることをおすすめします。

ひとつことアドバイス

金融庁より

安易なもうけ話はきっぱり断ること 公的機関を名乗るケースは注意すること
買い取りが実行されることはまずない
支払ったお金を取り戻すのは難しいので、あわててお金を支払わないこと
過去に取引経験のある消費者はとくに注意すること(二次被害もあります)
高齢者のトラブルが多いので、家族や地域で見守ること
トラブルにあったら、すぐに消費者センターに相談すること



越前市消費者センター
22-3773

相談受付 / 月曜日～金曜日(8:30～17:00)
(年末年始、祝祭日を除く)

